第十号の三様式記載上の注意(1)ｅ中「最近２事業年度」を「最近事業年度」に改め、同記載上の注意(14)から(18)まで中「及び前計算期間」を削る。

第十一号の四様式記載上の注意(6)及び(7)中「及び前計算期間」を削る。

第十二号様式記載上の注意(5)及び(6)中「及び前計算期間」を削る。

第十二号の五様式記載上の注意(13)及び(14)中「及び前会計期間」を削る。

（外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第二条　外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二号様式記載上の注意(44)ｂ及び第三号様式記載上の注意(21)ｂ中「最近２年間」の次に「（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第６条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近１年間）」を加える。

（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正）

第三条　発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二号様式記載上の注意(16)ｂ中「最近２事業年度」を「最近事業年度」に改め、「こととし、旧事業年度分を左側に、新事業年度分を右側に配列して記載する」を削る。

（発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正）

第四条　発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二号様式記載上の注意(14)ｂ中「最近３事業年度」を「最近２事業年度」に改める。

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第五条　企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二号様式記載上の注意(30)ａ及びｂを次のように改める。

ａ　最近連結会計年度及び(61)ただし書により四半期連結貸借対照表（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合（特定会社が四半期連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準による四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）にあっては、四半期連結貸借対照表に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）を掲げた場合にあっては当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間（四半期財務諸表等規則第３条第７号に規定する四半期連結累計期間をいう。以下この様式において同じ。）又は中間連結貸借対照表（指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合（特定会社が中間連結財務諸表規則第87条の規定により指定国際会計基準による中間連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）にあっては、中間連結貸借対照表に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）を掲げた場合にあっては当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間（以下この様式において「最近連結会計年度等」という。）における業績及びキャッシュ・フロー（指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。以下この様式において同じ。）の状況（キャッシュ・フローの状況については、(64)ただし書により四半期連結キャッシュ・フロー計算書を掲げた場合の当該四半期連結キャッシュ・フロー計算書に係る四半期連結累計期間又は中間連結キャッシュ・フロー計算書を掲げた場合の当該連結会計年度の中間連結会計期間に係るものに限る。）について、前年同期（前年同四半期連結累計期間又は前中間連結会計期間を除く。）と比較して分析的に記載すること。

なお、業績については、セグメント情報に記載された区分により記載すること。

ｂ　連結財務諸表を作成していない場合で、最近事業年度及び(68)ただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合にあっては当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間（四半期財務諸表等規則第３条第６号に規定する四半期累計期間をいう。以下この様式において同じ。）又は中間貸借対照表を掲げた場合にあっては当該中間貸借対照表に係る中間会計期間（以下この様式において「最近事業年度等」という。）における業績及びキャッシュ・フローの状況（キャッシュ・フローの状況については、(71)ただし書により四半期キャッシュ・フロー計算書を掲げた場合の当該四半期キャッシュ・フロー計算書に係る四半期累計期間又は中間キャッシュ・フロー計算書を掲げた場合の当該事業年度の中間会計期間に係るものに限る。）について、前年同期（前年同四半期累計期間又は前中間会計期間を除く。）と比較して分析的に記載すること。

なお、業績については、セグメント情報に記載された区分により記載すること。

第二号様式記載上の注意(31)ａ中「（指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合（特定会社が中間連結財務諸表規則第87条の規定により指定国際会計基準による中間連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）には、中間連結貸借対照表に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）」及び「（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合（特定会社が四半期連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準による四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）には、四半期連結貸借対照表に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）」を削る。

第二号様式記載上の注意(35)を次のように改める。

(35)　研究開発活動

最近連結会計年度等（連結財務諸表を作成していない場合には最近事業年度等）における研究開発活動の状況（例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等）及び研究開発費の金額を、セグメント情報に関連付けて記載すること。

（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令の一部改正）

第六条　四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成二十三年内閣府令第十号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「新開示府令第三号の二様式において準じて記載することとされている場合を含む。」を「新開示府令第三号の二様式において準じて記載することとされている場合を含む。次項において同じ。」に、「及び第三号の二様式において準じて記載することとされている場合を含む。」を「及び第三号の二様式において準じて記載することとされている場合を含む。次項において同じ。」に、「第九号様式において準じて記載することとされている場合を含む。」を「第九号様式において準じて記載することとされている場合を含む。次項において同じ。」に、「施行日以後に開始する連結会計年度の」を「平成二十三年三月三十一日以後に終了する連結会計年度に係る」に、「同日前に開始する連結会計年度の」を「同日前に終了する連結会計年度に係る」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

２　前項の場合において、新開示府令第二号様式及び第七号様式に記載すべき最近連結会計年度に係る連結財務諸表が平成二十四年三月三十日までに終了する連結会計年度に係るものであるときは、次の表の上覧に掲げるこれらの様式記載上の注意の規定の適用については、同表中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句とする。

第二号様式記載上の注意(62)	最近連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書（(60)ａにより最近２連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近２連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書）を掲げること。	最近２連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を掲げて比較すること。